

長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金  
(医療勤務環境改善支援事業) 実施要領

1. 趣 旨

県は、医療機関において健康で安心して働くことができる環境の整備を促進し、離職防止や復職支援を図り、もって医療従事者確保対策に資するため、勤務環境改善に取り組む病院の開設者に対し助成するものとする。その交付については、長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱（平成26年12月4日26福保第1528号）及びこの要領に定めるところによる。

2. 事業内容

医療従事者が働きやすい職場環境を整備するための「医療勤務環境改善マネジメントシステム」に基づき作成した勤務環境改善計画により実施される事業とする。

なお、事業実施に当たっては推進チームのトップとして、病院の長が勤務環境改善の取組スタートを宣言することとする。

3. 補助対象事業

補助の交付対象事業は以下のとおりとする。

(1) 働き方・休み方改善に資する事業

- ・医療クラークの導入
- ・看護補助者の導入
- ・短時間勤務・シフトの多様化にかかる人員補充

(2) 職員の健康支援に資する事業

- ・職員の心と体のケアにかかる備品の整備
- ・職員の心と体のケアにかかる研修等への参加や実施

(3) 働きやすさ確保のための環境整備

- ・相談窓口の設置、専従スタッフの配置
- ・日本看護協会が実施するWLBインデックス調査

(4) 働きがい（やりがい）の向上に資する事業

- ・円滑な復職支援（e-learning、実技実習、託児所を併設した勉強会等）の実施
- ・外部講師による院内研修の実施

(5) その他、勤務環境改善に資する取組

#### ※注意点

- (1) 対象事業については、診療報酬に算定されていないこと。
- (2) 令和元年度から実施されている厚生労働省による「タスクシフティング等勤務環境改善推進事業」において、助成を受けていないこと。

#### 4. 事業の採択の要件

「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」（厚生労働省告示第376号）に従い、勤務環境改善計画を策定している、または着手すること。

実施主体である医療機関は策定した改善計画を実行し、取組の経過及び成果報告については、県が行う研修会・報告会等に参加し、アンケートに協力すること。

県は、実施主体である医療機関の要望に対し、アドバイザー派遣等の支援を当補助金対象期間後も継続して行うものとする。

#### 5. 事業実施主体

長崎県内の病院（過去3年度に当該補助金を受けていない施設とする。当該年度を除く。）

#### 6. 補助の対象経費及び補助額

補助の交付対象となる経費は、3. 補助対象事業に定める事業に要する経費とし、その補助額は上限額を1,000千円、または本事業にかかる経費に1/2を乗じて得た額と1,000千円のうち少ない方の額とする。

ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、他の補助金等の補助を受けていないこと。

なお、当該年度の4月1日以降に生じた対象経費は、交付決定前でも対象とする。

#### 附 則

この要領は、令和3年4月1日より適用する。

この要領は、令和5年4月1日より適用する。